

京都市教育委員会教育長告示第13号

京都市図書館利用規程の一部を次のように改正する。

平成17年10月31日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第5条第1項ただし書きを次のように改める。

ただし、小学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部並びに小学校に相当する各種学校を含む。）の児童及び学齢に達しない者が個人貸出登録申込書を提出する場合にあっては、住所を証する書類及び在学を証する書類を提示することを要しない。

第5条第3項を同条第4項とし、同条第5条第2項を同条第3項とし、第5条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により、既に一の京都市図書館で貸出登録した者は、他の京都市図書館で貸出登録することはできない。

第2号様式を次のように改める。

個人貸出登録申込書

利用者コード

新	再	更	改
---	---	---	---

(あて先) 京都市 図書館長		年 月 日	
京都市図書館利用規程第5条第1項の規定により、個人貸出登録を申し込みます。			
申込者	フリガナ		生年月日
	氏名		
	住所	〒 — 年 月 日生	
	連絡先	<input type="checkbox"/> 1 自宅 <input type="checkbox"/> 2 勤務先 <input type="checkbox"/> 3 呼出 (様方) <input type="checkbox"/> 4 携帯	
勤務先 又は 通学先	<input type="checkbox"/> 1 勤務先 が京都市の区域内にある。 <input type="checkbox"/> 2 通学先		

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 勤務先又は通学先の欄は、京都市の区域内に居住されていない方のみ記入してください。

3 申込みの際には、住所を証する書類（京都市の区域内に居住されていない方については、これに加えて京都市の区域内に存する学校、官公署、会社等に在学し、又は在勤することを証する書類）を提示してください。ただし、小学校の児童及び学齢に達しない者については、書類の提示を要しません。

行政区コード				
--------	--	--	--	--

氏名・住所確認				
免	学	その他	未	小学生以下
保	社			

在職・在学確認			
学	保	その他	未
社			

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

(中央図書館図書課)